

「岩国市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定の概要

1 「岩国市新型インフルエンザ等対策行動計画」とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という）に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を行動計画といい、市が策定するものを市行動計画という。

2 趣旨・経緯

新型コロナウイルス対応で明らかとなった課題やこれまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等以外も含めた幅広い呼吸器感染症等が拡大した時の危機に対応するため、国は令和6年7月、県は令和7年3月に行動計画の改定を行った。

これに伴い、本市の行動計画（平成26年5月作成）を特措法第8条に基づき、令和8年1月に改定した。

3 改定の目的

感染症危機に対応できる平時からの体制づくり、市民生活及び市民経済活動への影響の軽減、基本的人権の尊重の3つの目標を実現するために改定

4 市行動計画の主な改定のポイント

(1) 4つの「発生段階」から3つの「対応する時期」へ

現行	改定版
○未発生期	○準備期（発生前に必要な対応等を定めた計画）
○海外発生期	○初動期（発生初期に必要な初動対処を定めた計画）
○国内発生期	○対応期（まん延以降、収束するまでの必要な対応等を定めた計画）
○小康期	

(2) 6つの対策項目から7つの対策項目へ

現行	改定版
○実施体制	○実施体制
○情報提供・共有	○情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション（新）</u>
○予防・まん延防止	○まん延防止
○予防接種	○ワクチン
○医療	○ <u>保健（新）</u>
○市民生活・経済	○ <u>物資（新）</u>
	○市民生活及び市民経済の安定の確保

5 対策項目の考え方と主な市の取組

(1) 実施体制

- ア 平時から、国、県、関係機関等との情報共有や訓練
- イ 岩国市新型インフルエンザ等対策本部の設置等
- ウ 国、県の基本方針を踏まえ対策の的確・迅速な実施

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ア 情報の錯そう、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布等に対し啓発や科学的知見に基づく情報を提供・共有
- イ 市民等との双方向のコミュニケーション

(3) まん延防止

- 発生時の対策強化に向けた市民等への理解促進

(4) ワクチン

- ア 県や医療機関、事業者等と連携し、接種体制の構築
- イ 予防接種やワクチンの最新情報を提供し市民の理解を促進

(5) 保健

- 感染症有事に保健所機能が果たせるよう県の要請を受け感染症対応業務（検査、積極的疫学調査、健康観察、生活支援等）に協力

(6) 物資

- ア 対策に必要な感染症対策物資等を備蓄、定期的な状況確認
- イ 消防本部は、県の要請を受け救急隊員等の個人防護具の備蓄

(7) 市民生活・市民経済の安定の確保

- ア 必要となる情報共有体制を整備
- イ 行政手続きや支援金の給付・交付等の仕組みの整備、必要な食料品や生活必需品の備蓄や要支援者への支援の準備